


住宅用土地を取得し、土地を取得した者以外が住宅を完成させた場合の申請書記載例

該当の箇所に記入のうえ、□のところにレ印をつけてください。

※印欄は、記入する必要はありません。
共有の場合には、共有者の住所・氏名及び共有持分も記入してください。



記載例、管轄県税事務所等は、QRコードのリンク先をご確認ください。

不動産取得税 減額等申請書 徴収猶予申告書

令和5年 4月 3日

愛知県名古屋東部県税事務所長殿

納税義務者 郵便番号 460 - 8501

住所(所在地) 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

フリガナ アイ タロウ アイ ハナコ

氏名 愛知 太郎 愛知 花子
(名称及び代表者氏名) (1/2) (1/2)

連絡先電話番号 080 - 1234 - 56**

取得された不動産の所在地を管轄する県税事務所名を記載してください。
管轄の県税事務所名は、以下のサイトから確認することができます。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/fudousantel.html>

共有者がいる場合には、共有者様のお名前及び取得分も記載してください。

レ印 下記のとおりですから、不動産取得税を減額(及び還付)してください。
 下記のとおりですから、不動産取得税の徴収を猶予してください。(申告期限は納期限まで)

日中に連絡が取れる番号をご記入ください。

取得した不動産の明細	所在地		地目	地積	取得年月日	登記受付年月日	不動産番号	※県税等確認欄
	土地	名古屋市中区三の丸3丁目1102番		宅地	140.65 m ²	令和5年4月1日	令和5年4月1日	1234567890123
家屋	所在地	家屋番号	種類	床面積	取得年月日	建築又は登記受付年月日	不動産	不動産番号は、登記事項証明書等の表題部に記載されている13桁の数字です。

あなたが取得した不動産の情報について、登記事項証明書等の情報を参考に記載してください。

不動産番号は、登記事項証明書等の表題部に記載されている13桁の数字です。

該当する項目をチェック

減額(還付)申請			徴収猶予申告		
納税通知書記載の課税情報	整理番号	税額	※減額(及び還付)を必要とする額	※減額後の税額	
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅を新築した。(県税条例第43条の13第1項第1号該当) <input type="checkbox"/> 土地の取得者が、その土地の取得の前1年以内に、住宅を新築していた。(県税条例第43条の13第1項第2号該当) <input type="checkbox"/> 新築未使用の土地付建売住宅又は分譲マンションを新築後1年以内に取得した。(県税条例第43条の13第1項第3号該当) <input type="checkbox"/> 自己居住用の中古住宅(耐震基準適合既存住宅)を取得した。(県税条例第43条の13第1項第4号該当) <input type="checkbox"/> 上記以外()					<input type="checkbox"/> 取得した土地の上に住宅(共同住宅等を含む。)を新築予定である。 新築予定の住宅の床面積 m ² 新築予定年月 年 月 年 月 末日 徴収猶予期限希望日*
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅を新築した場合の減額申請で、土地の取得者と住宅の新築者が異なる場合 新築者の氏名 新築者の住所 床面積 取得年月日 県税 次郎 豊橋市八町通5-4 123.54 m ² 令和5年12月1日					※ 減額により還付が発生する方(申告書に記載のある土地に対する不動産取得税を、既に全額納税いただいている方)のみ記入してください。 (土地に対する不動産取得税における納税通知書の名義人口座に限りません。) ※ 徴収猶予の適用を受けていた方は、記載不要です。

土地の取得者と家屋の新築者が異なる場合には、家屋に関する情報を記載してください。

備考

既に納税した不動産取得税について還付を受ける場合

口座情報

ケンチャウ	銀行	本店
口座名義 (カナで記入) アイチ タロウ	預金種別 普通	口座番号 1 2 3 4 5 6 7

* 徴収猶予を申請する場合は、(平日)で

住宅新築時の土地の登記事項証明書及び新築住宅の登記事項証明書の写し又は検査済証の写しを添付して管轄の県税事務所に提出してください。

(納税義務者以外の方が本書を持参した場合には、裏面に持参の連絡先を記入してください。)